

人を守る、



国をいくる。

明治維新以降、“お雇い外国人”の力も借りながら、欧米の法律をカスタマイズしながら取り入れ、世界でもユニークな法文化を築いてきた日本。その経験が今、開発途上国の法整備を通じた国づくりに役立てられている。

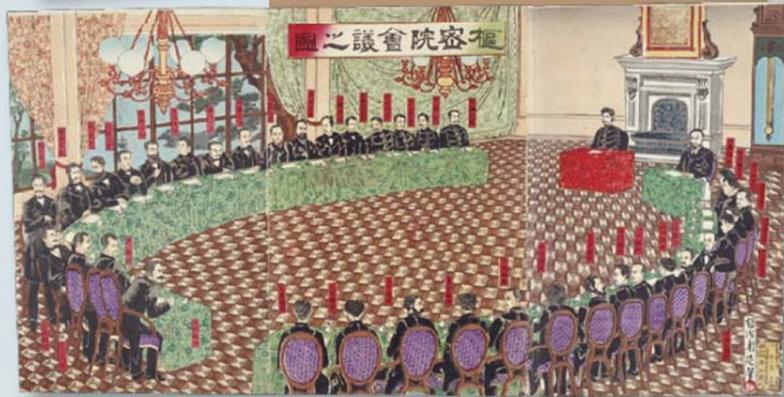
「一流の国」へ 明治日本の悲願

日本に初めて法律ができたのは8世紀初頭。律令国家だった隣の国・唐(当時の中国)を手本に「大宝律令」を制定したことが始まりといわれている。それから1300年余り、日本の法律は時代に合わせてその形を変化させてきた。そして現在は、憲法を頂点に民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法……という1829の法律(2011年3月1日現在)とそれらを支える下位規範が体系的に整備されており、その一つ一つが社会秩序の維持と国の発展を支えている。

こうした現在の日本の法体系が形づくられたのは、明治維新以降のこと。「法制度が『近代的』でない」と評価された幕末の日本は、欧米諸国の圧倒的な国力を前に、不平等な条約を締結せざるを得ない状況でした」と佐藤



伊藤博文らによって作成された憲法の草案は、その後、各条の検討・推敲が行われ、明治21年3月、伊藤博文が原案を枢密院に持参し、鉛筆で修正部分を書き入れたといわれている。写真は、「錦絵 枢密院会議之図」(下)と手書きで修正された大日本帝国憲法(所蔵:国立国会図書館)



オーナーシップを尊重した JICA の支援
こうした日本の経験を生かし、JICA は1990年代からアジアを中心とした国々の法整備に協力してきた。一途上国自身が、法の起草、運用、さらに法律・司法に国民がアクセスしやすい環境を整えていけるように、人材育成を中



「日本近代法の礎」と呼ばれているフランス人法学者・ボアソナード。明治6年、法律の近代化に必要な法学教育と法典編纂を日本政府に要請され「お雇い外国人」として来日。彼を中心にフランス民法をモデルとした民法の起草が進められたが、「西欧の法律をそのまま輸入すればよい」という発想を捨てた日本は、日本の社会や文化、制度などに適した形へとカスタマイズしていった(所蔵:法政大学大学史資料委員会)

直史・JICA 国際協力専門員(弁護士)は話す。「当時の近代的な憲法を持っていた国のほとんどがヨーロッパ。少しでも早く近代的な法制度を整え、『二流の国』に仲間入りすることが日本の悲願だったのです」。

世界的に珍しい日本の法文化

日本は留学生を海外に派遣するなどして、フランス法やドイツ法といった大陸法を中心に、近代的な法律を懸命に学んだ。その後初代内閣総理大臣となった伊藤博文も、1882年から1年以上以上をかけ、ドイツやオーストリア、イギリスなどの立憲制度を調査している。また、後に『日本近代法の礎』と称されるフランス人法学者のボアソナードら「お雇い外国人」を日本に招き、彼らの力を借りながら法整備を進めていった。このような法整備の過程で「法律を学んだ」起草者たちは、明治政府創成期に存在した「とにかく外国法(フラン

心とした支援を行っていません」と佐藤専門員。また支援に当たっては、国の根幹を成す法律をつくる上でどのような国をつくりたいのかといったビジョンを持つこと、つまり、その国のオーナーシップが特に重要になってくる。「JICA は彼らの自主性を最大限尊重し、その国の実情に合った法律がどのようなものかを一緒に考えています。日本



Column
ネパール民法改正支援アドバイザーグループ委員
ラオス民法アドバイザーグループ委員
慶應義塾大学大学院 法務研究科
松尾 弘 教授

共に学び合い、より良い法整備を

JICAの法整備支援のアドバイザーグループは、学者のほか、判事、検事、弁護士など、日本の法曹界の実務者も加わって構成されています。法律には、これという「正解」がありません。例えば民法一つ取っても分野が細分化しており、人によって解釈もさまざまです。ですから法整備支援を行う上でも、一人の専門家の意見だけでなく、多角的な視野を確保することがより重要になってきます。

私たちはあくまでも「選択肢」を提供する立場。途上国のオーナーシップを尊重し、彼ら自身の力でより良い形を導き出せるよう後方支援に徹します。どのプロジェクトでもお互い納得いくまで議論を重ねますが、最終的に私たちと彼らの意見が融合し、「第三の解決法」にたどり着いたときには、何ともいえない達成感を感じます。

日本も現在の法体系に至るまで、長年にわたる試行錯誤を経ており、それは今も続いています。ですからその過程で培った経験・ノウハウは、途上国が抱えている課題に還元できる部分も多い。また逆に、途上国側との議論を通じて、私たちがこれまであまり疑問視していなかったルールの根拠が意外と曖昧だったり、日本の法律(学)の弱点に気付かされたりもします。

JICAの法整備支援の歴史はまだ十数年ですが、最近では国内の学会で議題に挙がることもあり、確実に関心が高まっています。実際、ベトナムやカンボジアでの民法支援の成果を、日本で進行中の民法改正に生かしているという動きも出てきています。今後も途上国と日本、共に学び合いながら、より良い法整備を追求していきたいと思っています。

法は「選択肢の一つ」にすぎません。法律づくりは、まさに共同作業でなければならぬのです。さらに、法務省や最高裁判所、日本弁護士連合会(日弁連)、大学などの協力を得て、法曹、研究者など法律の専門家・実務家をバランスよく現地に派遣するなど、オールジャパン体制で取り組んでいることも日本の特徴だ。またプロジェクトごとに、法学者・実務家らで構成される「アドバイザーグループ」を設置し、テレビ会議などを通じて日本国内からも現地を支援し

ている(コラム参照)。「法律は正解が一つではありません。だからこそいろいろな専門家の話を聞きながら、自分たちに合った法律を主体的に考えていくことが大切なのです」。途上国での法整備支援。しかし、決して私たちの生活と無縁ではない。「例えば中国やベトナムなどの新興国で市場経済化を支える法律や制度が整備されると、日本など外国の企業にとって活動しやすくなるという効果も期待されます。また、カンボジアやネパール、東テ

イモールなど紛争からの復興を目指す国では、失われた法律や司法が再構築されることで、暴力ではなくルールによって紛争を解決できるようになり、平和が定着していく。こうして国際社会が安定していくことは、日本はもちろん世界の国々にとっても重要なことです」と佐藤専門員は話す。法づくりは国づくり。一つとして同じ国はない中で、その国らしい法律を共に考え、共につくっていく。その先には、人々が平和に暮らせる豊かな社会が広がっている。

なぜ途上国に注目されるのか

近年、この日本独自の法文化が、自立的かつ持続的な発展や市場経済の活性化に向けて法整備を急ぐ開発途上国から注目を集めている。佐藤専

門員は、「途上国は、それぞれ固有の法文化を有しながらも、グローバル化する社会の中で『国際スタンダード』を充たした法制度の構築を迫られているのです」と話す。それ故に、試行錯誤を繰り返しながらさまざまな問題を乗り越え、外国法を学びながら自国に適した法律をつくり上げて、世界有数の経済大国となった日本の「プロセス」そのものが参考になるという。また、法律家一人一人が比較法学の視点を持っているという点が、途上国に注目されるもう一つの理由となっている。「歴史的に欧米

の法律を学んできた日本人は、常に外国の法律にアンテナを張っており、日本の法制度だけが正しいのではないことを知っている。実際に途上国側から、「日本に学べば、日本の法律はもろろん、フランス、ドイツ、アメリカの法制度まで分かる」という声も聞かれる。



近代的な法律を学ぶため、明治初期、多くの日本人が渡欧した。フランス・ドイツ留学を経験している梅謙次郎(中央)は、帰国後、民法の起草作業の中心となった人物。その功績が称えられ、現在は「民法の父」と呼ばれている(所蔵:法政大学大学史資料委員会)